

《厚生労働大臣の定める掲示事項》

令和5年5月1日現在

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【施設名】 町立下川病院

【設置者】 下川町長 田村 泰司

【施設長】 院長 片野 俊英

【診療科】 内科、小児科、外科、放射線科

【受付時間】 午前8時30分～11時30分 午後1時00分～4時30分

※火曜日は、午後1時00分～午後2時00分まで予防接種のため、午後2時から

※夜間診療(受付時間) 第2・4木曜日 午後5時15分～午後6時30分

【休診日】 土曜日・日曜日・祝祭日及び年末・年始(12月30日午後から1月5日)

当院は、敷地内全面禁煙です。

II. 診療に関する事項

当院は、救急告示病院です。また、胃癌・肺癌・大腸癌健診、各種健康診断を実施できます。また、訪問診療・訪問看護サービスを提供できます。

III. 入院基本料に関する事項

一般病棟入院基本料 15：1(地域一般入院基本料3)

当院では、日勤・夜勤合わせて、看護職員6人以上と看護補助員3人以上います。

尚、時間ごとの配置は以下のとおりです。

☆午前8時30分～午後5時15分 看護職員4人以上、看護補助員2人以上

☆午後5時15分～午前8時30分 看護職員2人以上、看護補助員1人以上

IV. 「個別の診断報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計の窓口にてその旨を申し出下さい。

V. 北海道厚生局長への届出に関する事項

◆一般病棟入院基本料の届出

◆入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)の届出

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

◆がん性疼痛緩和指導管理料の届出

◆ニコチン依存症管理料の届出

◆検査・画像情報提供加算及び施設入居時等医学総合管理料の届出

◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出

◆検体検査管理加算(Ⅱ)の届出

◆電子画像管理加算(一般撮影・X線TV撮影・X線CT検査)の届出

◆CT撮影の届出

◆運動器リハビリテーション科(Ⅲ)の届出

◆呼吸器リハビリテーション科(Ⅱ)の届出

VI. 保険外併用療養費の「選定療養」について

当院では、保険外併用療養費制度の「選定療養」において差額ベッド代を徴収しておりません。

VII. 保険外負担に関する事項

当院では、条例に基づき実費の負担をお願いしております。

料金は、別紙掲示をご覧ください。

VIII. その他

休日又は夜間における診療受付は、1階玄関のインターホーンを押し、看護師に病状を伝えてください。

また、電話番号は、01655-4-2039です。

病院長